

第 1 2 6 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項を次のように改める。

清掃業務手当は、清掃事務所に勤務する職員が、廃棄物の処理を直
接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したときに支給する。

第 1 3 条第 2 項中「次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額」を
「従事した日 1 日につき 7 0 0 円」に改め、同項各号を削る。

第 1 3 条第 3 項を削る。

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

清掃業務手当を改定する必要があるので、この条例案を提出いたしま
す。